

奈良県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月二日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二―九	ニチイケアセンター田原本訪問看護ステーション	磯城郡田原本町大字唐古五二八―二 エコサイトC号	令和三年五月三十一日
株式会社COMARU	天理市二階堂上ノ庄町一七一四	訪問看護ステーションまるまる	磯城郡三宅町大字石見四八七一三	令和五年三月三十一日